

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連は日本を守らないが、アメリカは守ってくれる。だからアメリカと協力する。

小泉首相
一月二十七日衆議院
予算委員会

「国連中心主義」はどこへ行った？

米国でのイラク調査団団長・ケイ氏の「イラクに大量破壊兵器は存在していなかった」という発言(前号参照)で、日本のイラク戦争支持政策と自衛隊派兵の正当性への疑問が高まる中、1月27日の衆議院予算委員会において、小泉首相から重大な発言が飛び出した。

民主党の生方氏の質問に対して「国連は日本を守らない。米国は守る。だから米国と協力する」という趣旨の答弁をしたのである。前後の文脈を明らかにするために、議事録を少し長めに引用して資料(次項)に示した。2002年11月8日の「国連安保理決議1441」が、イラク戦争を合法化する根拠であると小泉首相が従来の主張を繰り返す、押し問答になる中でこの発言はなされた。

小泉発言は、日本の従来の政策である「国連中心主義」に反することは明白である。しかし、問題はもっと深刻だ。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という憲法前文を持つ国の首相が、その「公正と信義」を具現した国連システムへの不信をあからさまに表明し、米国との二国間軍事同盟こそが、安全保障のための信頼性の高いシステムであると主張したのである。

首相がおそらく意図的に無視しているのは、日米安全保障条約でさえ国連憲章をそ

の基礎としているという事実である。「(日本国及びアメリカ合衆国は)国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、(略)...前文」すなわち、国連憲章を上位法とする日米安保条約は、武力攻撃が発生した場合に、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間(第51条)に発動しうる」緊急避難的「なツール」なのであり、そう自覚することこそが、「国連中心主義」と日米同盟関係との矛盾を極小化しているのである。

91年の湾岸戦争を支持し、その後のペルシャ湾への掃海艇派遣、PKO法制定という平和憲法上の疑義が議論となったときに政府自民党自らが主張したのが「国連中心主義」であったことは記憶に新しい。

小泉発言は、このような経緯を無視し、ただイラク戦争支持政策を合理化するための都合主義の発露である。しかしその本質は、より犯罪的である。

事務総長の苦悩と苦闘を
あざ笑う

ここで想い起されるのは、2003年9月23日、第58回国連総会・一般討議の冒頭でのアナン事務総長の発言である。事務総長は、テロリズムや大量破壊兵

今号の内容

小泉首相の国連観 現実の危機
では日米安保のほうが役に立つ

6カ国協議
キッシンジャーは
「非核地帯論」

図説:CTBT

パキスタンの核取引 / イスラエルの核兵器能力

「国際法の支配」から 脱走する日本

2004年1月27日 衆議院予算委員会議事録から

生方委員 (略) 今度の場合は、アメリカが行ったことが国連が望んでいたことと違う結論になってしまったからどうしようかという問題になっているんですよ。それに一方的に日米同盟の方に対して日本が加わって自衛隊を派遣するということが間違えた方針ではないかということをおっしゃるわけですか。

小泉内閣総理大臣 これはもう意見が違ふから、何度やってもしょうがないんですけどもね。

日米同盟を重視する、国連を重視する、両方重視していく。しかし、日本の安全を確保するのに、国連とどうやって同盟関係を結ぶんでしょうか。国連軍が今あるんでしょうか。日本一国で日本の平和と安全、独立を確保することはできるんでしょうか。国連と同盟を結ぶということは、国連の安保理事国全部が同意しないと、日本の安全、日本が危機に及んだときに支援の手を差し伸べないんです。その点をどう考えるんでしょうか。

生方委員 今のは、何かちょっと今まで言っていたことと違うんじゃないですか。国連というのは国際紛争を解決する場としてあるわけですよ。国連軍がないと、多国籍軍というのが国連決議のもとにできることがあるわけじゃないですか。

では、国連は日本の平和と安全にとって全く関係ないと総理はおっしゃるんですか。

小泉内閣総理大臣 そんなことは言っておりません。では、国連多国籍軍が出たら、日本はそれに参加していいんですか。どうなんですか。

生方委員 今私が聞いたのは、総理がおっしゃったのは、国連と同盟を結ぶことができないでしょう。アメリカとは同盟を結ぶことができる、アメリカは日本を守ってくれるけれども国連は日本を守ってくれないという趣旨ですよ。それだったら、守ってくれないということなんですか。

小泉内閣総理大臣 それは、現実的に日本に危機が起こったときに、国連は国連軍を投じて日本とともに戦ってくれる、日本への侵略を防いでくれるということはないと思いますよ。

生方委員 国連が行くとは、そういう武力紛争を未然に防止しようということで国連安保理事会も国連もあるんじゃないですか。それなら、総理は、国連がなくてもいいとお考えなんですか。

小泉内閣総理大臣 日本は国連の安保理事国でもないんです。日本の平和と安全を確保するということ、日本独自で考えなきゃならないこととあります。そして、日本は一国では日本の平和と安全を確保できない。どうやって日本の平和と安全を確保するかということで、アメリカと協力して、国連と同盟を結ぼうということで日米安保条約を締結している。

では、国連に強力な国連政府ができて国連軍が創設された場合、今されていません、ありません、そのときはどう考えるか。そのときにはまたそのときの時点でいろいろな対応があり得ると思っております。

生方委員 (略) 今総理が言っていることは、これまでの国連重視という日本の外交の方針と全く反することなんですよ。国連は日本の安全を守ってくれないと、それじゃ、国連に何で日本が参加しているんですか。事前に紛争を防止しようという能力が国連にあるわけでしょう。だから、それは間接的に日本を守るということじゃないですか。国際紛争を起こさない、起こさせないという力は国連にあるでしょう。だから日本はあれだけの分担

金を負担しているんじゃないですか。そうじゃないんですか。

小泉内閣総理大臣 国連に国際紛争すべてを未然に解決する能力は、いまだにありません。アメリカにもありません。だから、世界が協力して真剣に考えて、国際社会、国連を通じて今真剣に考えているんです。国連というものについて、国連がすべて世界政府で国際紛争を未然に防止してくれるというような組織になり、そのような対応ができれば、そのときにまた考えなきゃならない問題だと私は思います。

生方委員 私は、極めて重要な発言だったと思いますよ。日本の外交の中心というのは、国連中心にやってきたわけですよ。今総理がおっしゃったのは、国連は何も役に立たないということをおっしゃるわけですよ。日本の平和と安全にとっては何にも役に立たないじゃないか、国連が守ってくれますかと。(略)

(数度のやり取りの後)

小泉内閣総理大臣 極端な話ではなくて、日本の安全保障に関して、日本とアメリカと同盟を結んでおりますが、国連と同盟を結ぶことはできないと言ったんです。

今、日本の安全を図るために、日本がいざ侵略された場合に、国連が日本を守ってくれるかという、そうでもない。しかし、安全保障の問題については限られている。その他の分野では国連の役割はいろいろあります。戦争だけの紛争ではありません。病気の問題、貧困の問題、教育の問題、いろいろあります。しかし、日本の安全保障を考えると、まず自国が侵略されないような日本の努力は必要だということでは当然であります。同時に、日本一国だけでは日本の平和と安全を確保できませんから日米安保条約を締結している。その日米安保条約にかわるために国連と同盟を結ぶことは現在の状況では無理ではないかということをおっしゃるわけでありまして。

器などの「ハードな脅威」が実在することは国際社会共通の認識であるとした上で、名指しにこそしないが、米英がイラクで示した単独主義と先制攻撃を厳しく批判した。少し長い引用する。

「国連創設以来、加盟国は、平和への脅威に対して、集団的安全保障システムと国連憲章に基礎を置く封じ込めと抑止によって対処してきました。国連憲章第51条は、すべての加盟国は、攻撃を受けた場合には自衛する固有の権利を有すると規定しています。一方、現在にいたるまで、加盟国がこの権利を超えて行動したり、より広範な国際の平和と安全に対処するために武力を行使するときには、国連による特別な正当化が必要であると理解されてきました。今、この理解はもはや無効であると主張する国があります。大量破壊兵器による「武力攻撃」が、いつ無法集団によって仕掛けられるかわからないというのがその理由です。そのように主張する国は、ことが起きるのを待つのではなく、たとえ他国の領土に対してであっても、また攻撃に使われる可能性のある兵器が

まだ開発段階であったとしても、先制的に武力を行使する権利と義務があると主張しています。この議論に従えば、加盟国には安全保障理事会の合意を待つ義務がありません。その代わりに、加盟国は、単独で、あるいは特別仕立ての同盟を形成して行動することができます。この論理は、過去58年間、不完全とはいえ世界の平和と安定を支えてきた原則に対する根本的な挑戦です。(略) 私たちは岐路に立っています。これは、1945年に国連が創設されたときにも匹敵する決定的な瞬間なのです。(略)。

小泉首相は、このような国連の苦悩と苦闘に嘲笑を浴びせたのだ。

国際法の支配への攻撃
を許すな

アナン演説から1年前の2002年9月12日、国連総会議場には「対イラク武力攻撃決議案」をひっさげず、ブッシュ大統領が登壇していた。ブッシュ大統領は「国連安保理

は、国連における討議が話し合い以上のものになること、そして国連決議が願望以上のものになることを確保するために、設置された。サダム・フセインは、繰り返し、安保理に対する義務に反してきており、それが今、国連の権威を脅かしている」とし、共通の挑戦に対応する新たな決議の作成のために、米国が国連と協力すると表明、「この決議は、イラク政府に責任を取らせる決定的なものでなければならない。この決議は、最後までやり遂げるといふ国連の決意に支えられたものでなければならない」と主張した。この時、ブッシュ大統領は「国連中心主義者」であった。小泉首相もそれ賛同した。しかし、国連安保理が採択したのは、「イラクの決議違反は、再び安保理で討

議する」とした決議1441であった。ブッシュ大統領は、武力攻撃を正当化する新たな決議のための多数派工作に敗北し、単独先制攻撃に走った。今度も小泉首相はそれに賛意を示した。この変身と追従は醜悪である。それがきわまったのが、1月27日の発言であった。

世界人口の7%にもかかわらず、GDPの45%を占有する二つの国が、国際法の支配を振り切り「暴力」が支配する世界を作り出そうとしている。ブッシュが身にまとったメッキは腐食し剥がれ落ちようとしている。小泉首相にも国民の審判を下さなければならない。(田巻一彦)



2月25日から3日間程度、DPRK(北朝鮮)の核開発問題に関する第2回6か国協議が、北京において開催される。注目すべきテーマの一つは、「安全の保証」問題である。この問題は、同時に核不拡散条約(NPT)の多国間協議の側面からも注視する必要がある。

6か国協議 キッシンジャーは「非核地帯」論 日本は米に「核攻撃」の脅しを頼む

安全の保証

4月26日に始まるNPT再検討準備委員会においても、中心テーマの一つは、「法的拘束力のある安全の保証」である。準備委員会は、来年の本会議に向けてこの問題についての勧告を出さなければならない。

前回の2000年会議の最終文書が「5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。(2000年再検討会議は)準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する」と合意したからである。ピースデポが推進している「核軍縮：日本の成績表」評価委員会も、この問題を重視し、これに対する日本政府の努力を評価対象に取り上げてきた。昨年のこの項目に関する成績は5段階で最低のEであった。

「安全の保証」問題は、核兵器不拡散体制の根底をなす問題である。核兵器を持たない国が永久に持たないことを自主的に選ぶのであるから、持つ国が核兵器の完全廃棄を約束すると同時に、非核国を核兵器で脅したり攻撃しないという義務を負うべきであろう。「消極的安全保証(NSA)」と呼ばれるこの義務に法的拘束力を持たせることを、非核兵器国は古くから要求してきた。2005年再検討会議に、やっとそれが正面から議題になる手筈となったのである。

核兵器廃絶や不拡散の目的からすれば、核兵器の安全保障上の役割を小さくし、保有する利点を減じる意味からも、このステップは重要な意味を持っている。

しかし、核兵器国はこれに消極的である。特に米国の場合、2002年冒頭に発表された「核態勢見直し(NPR)」は、むしろ逆行することを書いている。核兵器は、「大量

破壊兵器及び大規模な通常兵器軍事力を含む広範囲の脅威を抑止するため」の兵器であるとしているのである。つまり相手が非核国であっても、他の大量破壊兵器や大規模な通常兵器をもっていれば、核攻撃の対象となる、という認識である。日本もまた、消極的安全保証に法的拘束力を与え、核兵器そのものの価値を下げてゆくことに積極的ではない。毎年、国連総会に提案する核兵器廃絶決議の中にも、この要求を入れていない。

日本の偽善

日本の場合、これは北朝鮮問題に直結する。米国のDPRKへの「安全の保証」問題が課題に上ることによって、ますます日本の基本的な姿勢が問われる状況になっている。

DPRKに「安全の保証」を与えるな、と極めて直接的に急先鋒を切ったのは、現役の防衛大学校の西原正校長であった。彼は、「ワシントン・ポスト」(03年8月14日)に投稿し、「北朝鮮に核攻撃を加える意図がない」と述べる協定に、ワシントン(米政府)は署名すべきではない」と主張した。そしてさらに、もしそうなれば、「東京(日本政府)は、ワシントンとの同盟にもはや頼ることができなくなり、従って(北朝鮮からの攻撃に対する)報復のために日本独自の核兵器の開発を決定する可能性がある」と、日本の核武装の可能性さえ示唆した。

実際、日本政府は、密かに米国にDPRKへの核攻撃の選択肢を放棄しないよう要請していることが、明らかになっている。消極的安全保証に法的な拘束力をもたせるという2000年合意に、表では賛成しながら、裏では逆の行動をとっているのである。

6ページへつづく → ◆

米国の批准が早期発効への

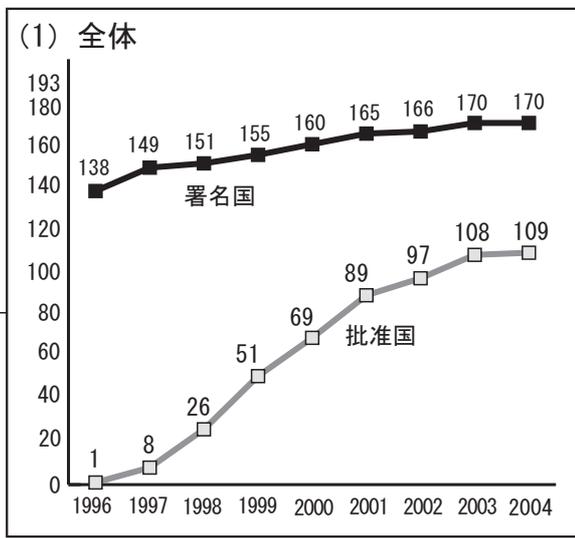
包括的核実験禁止条約(CTBT)とは、場所・規模を問わず、すべての核実験を禁止した条約である。1996年の締結以来、すでに7年が経過したが、条約の付属書2に書かれた「発効要件国」44カ国の署名および批准という条件を満たせず、未だ発効していない。44

CTBT発効要件国44カ国と署名・批准状況

	署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東		
32: 日本	96.9.24	97.7.8
33: オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34: 韓国	96.9.24	99.9.24
35: 中国	96.9.24	未批准
36: インドネシア	96.9.24	未批准
37: ベトナム	96.9.24	未批准
38: 北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア		
27: バングラデシュ	96.10.24	00.3.8
28: イラン	96.9.24	未批准
29: イスラエル	96.9.25	未批准
30: インド	未署名	未批准
31: パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧		
5: オーストリア	96.9.24	98.3.13
6: フランス	96.9.24	98.4.6
7: イギリス	96.9.24	98.4.6
8: スペイン	96.9.24	98.7.31
9: ドイツ	96.9.24	98.8.20
10: スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11: カナダ	96.9.24	98.12.18
12: フィンランド	96.9.24	99.1.15
13: イタリア	96.9.24	99.2.1
14: オランダ	96.9.24	99.3.23
15: ベルギー	96.9.24	99.6.29
16: ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17: スイス	96.9.24	99.10.1
18: トルコ	96.9.24	00.2.16
19: 米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ		
39: ベルギー	96.9.25	97.11.12
40: ブラジル	96.9.24	98.7.24
41: アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42: メキシコ	96.9.24	99.10.5
43: チリ	96.9.24	00.7.12
44: コロンビア	96.9.24	未批准
東欧		
20: スロバキア	96.9.30	98.3.3
21: ポーランド	96.9.24	99.5.25
22: ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23: ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24: ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25: ロシア	96.9.24	00.6.30
26: ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域		
1: 南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2: アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3: コンゴ民主主義共和国	96.10.4	未批准
4: エジプト	96.10.14	未批准



署名国数・批准国数の推移



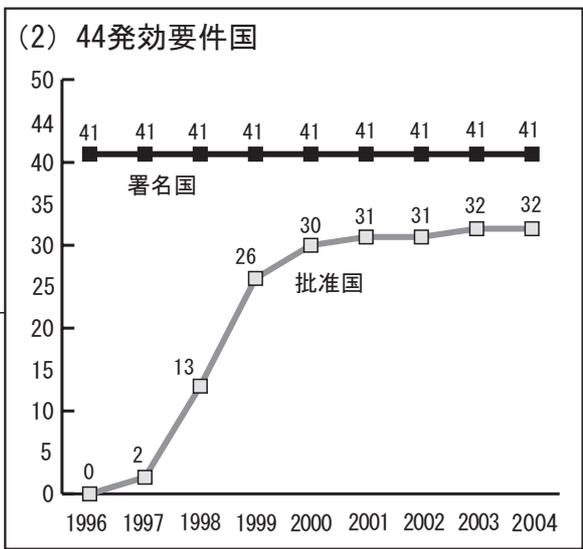
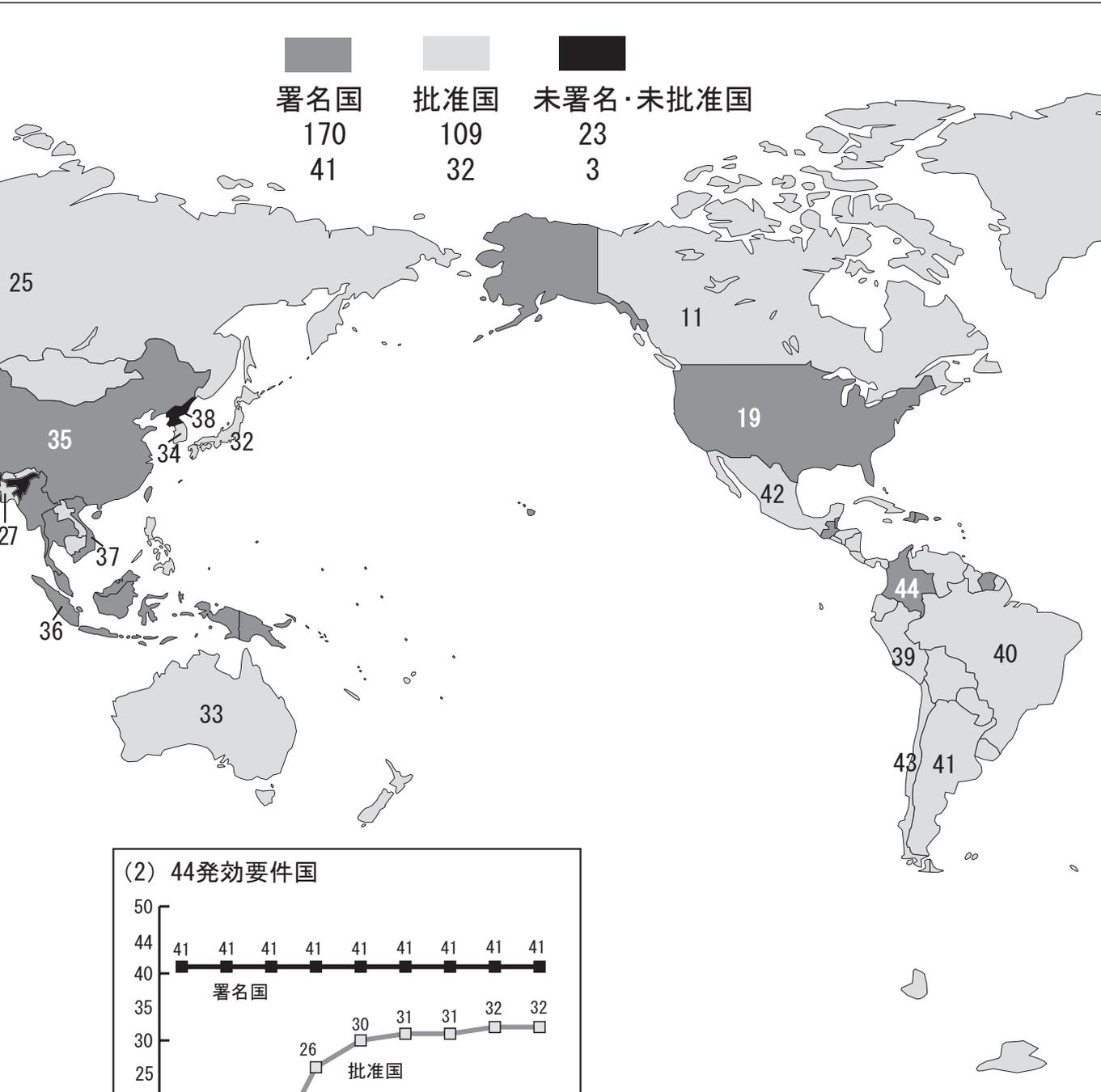
2004年2月15日現在

の第一のハードル

図説: CTBT 包括的核実験禁止条約

カ国のうち、米国・イランなど9カ国は署名をしたものの未批准、インド・パキスタン・北朝鮮の3カ国は未署名・未批准のままである。2003年7月に44カ国発効要件国の一つであるアルジェリアが批准したことを除けば、ここ数年、44カ国の署名・批准状況に目立った

進捗はない。署名・批准を済ませていない国々にとって口実となっているのが、最大の核兵器国・米国が未批准である。核爆発実験再開に向けた準備期間の短縮などを進める米政権の姿勢が、CTBT発効への道のりを一層険しく困難なものとしている。



包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) のデータをもとに作成。

資料

キッシンジャーの4項目(抜粋訳)

(ヘンリー・A・キッシンジャー「東アジア安全保障システムに向かって」2003年8月18日『ワシントン・ポスト』より)

(北朝鮮以外の)他の国々の核に関する懸念と北朝鮮の無理からぬ安全保障上・政治上の懸念を結びつける交渉は、次のような要素を持つであろう。

- (a) 完全で、検証可能で、かつ不可逆的な北朝鮮の非核化
- (b) 六か国協議に参加している非核国による核兵器計画に取り組まないという誓約(日本と韓国の非核国家の現状を維持すること)
- (c) 次項の条件のもとに国際政治システムに参画する機会を、北朝鮮に与えること
- (d) 合意の中の核に関する条項が遵守される限り、すべての参加国が互いに対して武力を行使しないという誓約

(訳:ピースデポ)

ワシントン発の報道が、日本のこのような密かな動きを伝えている。いずれも6者協議を巡っての動きである。

03年9月29、30日の日米韓3か国の局長級非公式協議で、米国がDPRKに「安全の保証」を与えた後にも、日本への核抑止力を維持すると確約したことを伝えている。それは、8月末の六者協議の前に、日本政府がそのことを米国に要請していたことに応えたものであった。(共同通信、03年10月30日発)

米国は、北朝鮮に対する「安全の保証」に関する文書において、「核の不使用」を盛り込まない方針を固めた。つまり、消極的安全保証の概念が、文書から除外されることになった。94年枠組み合意より、この点では後退する。背景には、消極的安全保証を盛り込むことは日本の安全保障上好ましくないと、日本が米国に懸念を伝えたことがある。(朝日新聞、03年11月20日発)

キッシンジャーは「スリー・プラス・スリー」

西原正校長の主張は、日本のこの種の専門家の視野がいかに狭いかを物語っている。米国が安全の保証を与えたときに、日本は核武装せざるを得ないなどと考えないで、同時に日本もまたDPRKとの間に安全の保証を相互に確認するような枠組みに発展させることをなぜ考えないのだろうか。日本では、西原正のような者だけが現実主義者のような言われ方がされる。

しかし、もう一人の現実主義者ヘンリー・キッシンジャー(ニクソン大統領の特別補佐官、後にニクソン、次いでフォード大統領の国務長官)は、まったく別の投稿をした。4日後の同じ『ワシントン・ポスト』(8月18日)に、キッシンジャーは「東アジアの安全保障システムへ」と題する小論において、6か国協議ですべての国の懸念を解決するために含まれるべき要素として4項目の提案を行った。結論部分の抜粋訳を資料として左上に訳出しておこう。

西原と違ってキッシンジャーは、完全で検証可能で非可逆的な北朝鮮の非核化と同時に、日本と韓国もまた核兵器を持たないことを約束すべきであることを述べた。そして、これらの核条項の遵守を条件に、6か国すべてがお互いに武力行使をしない「安全の保証」を行うことを提案したのである。

これは、「東北アジア非核地帯」という言葉こそ使っていないが、まさに我々が主張してきた「スリー・プラス・スリー(3+3)」非核地帯構想である。状況を直視するならば、この構想が現実的で公正な解決策であることが、思わぬところから独立に提案されることになった。(梅林宏道)

イスラエルの核オプション 開発史と保有の現状について

前号で、イスラエルの核兵器開発を暴露したモデルハイ・パヌアの釈放が近いことを紹介したが、そのイスラエルの核兵器の現状についてまとめておこう。

イスラエル(計100~300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定		100~300
運搬手段		
航空機 ¹		
中距離ミサイル ²		
砲弾・地雷		

- 1 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)26機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15E・ラアムと呼ぶ)、25機の一部が核任務を持つと推定される。
- 2 ジェリコ(射程1200km)同2(射程1800km)が配備されている。(まとめ:ピースデポ)

序

イスラエルは発達した核戦力を保持していると幅広く信じられているが、イスラエル政府自体は戦略上の理由から「曖昧」政策を継続している。すなわち、核兵器保有を肯定も否定もせず、「核オプション」を保持していると主張しているだけである。資料によって異なるが、イスラエルの保有する、爆弾、ミサイルの弾頭等の核兵器数は100~300発だと考えられている(本誌192・193号「地球上の核弾頭全データ 2002年末」の表を上に掲げた)。米シンクタンク「天然資源保護評議会(NRDC)のロバート・ノリスらは保有数の上限を(75~)200発とした。これらは未配備の状態テル・アビブ南方の兵器庫に保管されてい

るといふ。一部の報告書によれば、イスラエルは、核を装填可能な砲弾や核地雷等の非戦略(戦術)核兵器も開発し保有しているという。

イスラエルはNPTに未加盟の事実上の核保有国であり、CTBTに署名しているが批准していない。

米国は厳格な不拡散政策をとっているとされるが、イスラエルをこの原則の例外に置き、その核政策を黙認し続けている。

核開発史

1950年代半ば、イスラエルは核兵器開発に向けて一歩を踏み出した。その発端には、フランスが位置する。エ

ジプト大統領ナセルがソ連の支援を受けてスエズ運河を国有化すると、中東地域でのソ連の影響力拡大を恐れたフランスに、イスラエルは核抑止力開発に対する技術的支援を秘密裏に要請した。フランスの援助のもと、1963年、後述するデモナの原子炉を稼働させ、1966年には最初のプルトニウムを抽出した。核プログラムの初期においては、兵器設計のためにフランスの核実験データを使用していた可能性がある。

中東におけるイスラエルの立場は不安定であるため、核爆弾は同国の安全保障の中核に位置付けられた。1967年の6日間戦争(第3次中東戦争)の時点では既に2発の運搬可能な核爆発装置を保有していたし、1973年10月の、エジプト・シリア連合軍による奇襲時(第4次中東戦争)には、保有する13発の核兵器の使用が検討されたと言われている。

70年代には、フランスからの援助を差し止められると、核関連技術を提供し、その見返りにウランの供給を受けるという構図のもとで、イスラエルは南アフリカと提携した。1979年9月22日、南アフリカ東海岸沖の大気圏上層部で原因不明の大規模爆発が観測されたが、これはイスラエルと南アによる共同の秘密核実験であったと信じられている。

代表的核施設

フランスの技術援助の下で建設されたのがイスラエル南部のネゲブ砂漠にあるデモナ核兵器施設である。

現在、この施設は、プルトニウム/トリチウム製造用原子炉、化学分離地下プラント、核部品製造設備を保有していると考えられている。また、国内の複数箇所に核関連施設が存在していることが知られている。

兵器搭載/運搬手段

過去30年間に、イスラエルは核兵器搭載可能な複数種類の航空機を米国から導入してきた。その主要機種に、最近になってF-16およびF-15Eが加わった。また、核兵器開発と並行して、フランスの援助を受けながら核弾頭搭載可能な地対地弾道ミサイル開発を開始し、ジェリコ1を1972年に配備した。さらに、独力で発展型のジェリコ2を開発し、1984~5年に作戦可能にした。戦術戦闘機および地対地弾道ミサイルによって、ヨルダン、イラク、シリア、エジプトなどの近隣諸国のみでなく、イランやコーカサスにも到達可能な攻撃能力を有していると推定されている。

1999年から2000年にかけて、イスラエル海軍は3隻のドルフィン級潜水艦(通常動力推進、1,900トン、魚雷発射管から対地攻撃用巡航ミサイルを発射可能)をドイツ企業から購入した。イスラエルは、米国から導入したハプーン・ミサイルを核弾頭搭載可能に改造し、これらの潜水艦に装備するのではないかと疑われている。2003年後半に追加で2隻の同型艦導入を試みたが、前述の「核ミサイル疑惑」のためにドイツ政府は潜水艦提供を認めなかった。(大滝正明)



2003年10月以降、パキスタンで核拡散疑惑が浮上している。疑惑を受けていたアブドゥル・カーン博士は2004年2月4日、核技術を北朝鮮等に漏えいしたことを認めた。ここに訳出したインドCNDP(核軍縮と平和のための連合)の声明は、核拡散に対する国際的な反パキスタン・キャンペーンの問題点を指摘し、問題の本質の所在を的確に明らかにしている。CNDPは、印パ両国が核兵器開発から撤退することを求めて2000年11月に結成されたNGOであり、個人に加えて200以上の草の根グループ、大衆運動体、市民組織から成る。ここで述べられた「核軍縮に向かっての不断の前進」は国際社会にとっての緊急の課題であるが、カシミール紛争をかかえる印パ間ではとりわけそうである。筆者は1月16日から21日までインドのムンバイで開かれた「世界社会フォーラム」に参加したが、「カシミールにおける平和に向かって」をテーマにワークショップも開かれた(参加者は約200人)。そこではパキスタンの物理学者フードボーイが核戦争の現実的な危険性を指摘し、カシミール紛争の平和的解決の必要性を情熱的に訴えていた。カシミール問題が印パ両国の民衆レベルで活発に議論されていることに筆者は強い印象を受けた。ここにこそ未来につながる希望があるのではないか。(藤田明史)

核保有国を責任ある国と無責任な国に分類するのは馬鹿げている

CNDP(核軍縮と平和のための連合)声明

2004年2月10日

パキスタンの北朝鮮・リビア・イランとの核兵器取引に関する新たな事実の発覚は、核兵器保有国の無責任な行動にいま一度焦点を当てることになった。「核軍縮と平和のための連合」はパキスタンのこのような活動を強く非難するものである。しかし、核兵器技術の受入国であれ供与国であれ、さらに民主国家の政府が取引を完全にコントロール

している場合でさえ、核拡散への関与が非難されるべき行為であることには変わらない。このことは過去の事例についても言える。これまで、ロシア・中国間、米国・英国間、中国・パキスタン間、インド・米国/カナダ間、フランス・イスラエル間、イスラエル・アバルトヘイト下の南アフリカ間で核兵器開発の協力が行なわれてきた。さらに、イスラエルやパキスタンの核兵器開発計画に対して米国は黙認しているし、インドは今も核兵器問題に関して米国およびイスラエルと熱心に協力しようとしている。

核兵器保有国を責任ある国と無責任な国というふうに仮定して分類することは馬鹿げ

ている。全ての核兵器保有国は、それぞれ異なる点で多かれ少なかれ無責任である。弾道ミサイル防衛によって宇宙空間を核化・軍事化し、また戦場で使える核兵器を開発することを決定した米国を見よ。核兵器に関する正気への道はただ一つしかない。それは、核兵器国のエリートたちによる特定国に対する非難あるいは偽善的な態度表明ではなく、地域的・世界的な核軍縮に向かっての不断の前進である。

以上

K. チェノイ、P. ビドワイ
CNDP / インド
(訳: 藤田明史、ピースデポ)

北東アジア非核地帯・公開セミナー・2004

「海から非核地帯を考える」 - 都留康子 (東京学芸大学)

報告:「モデル『北東アジア非核地帯条約』案の現状」 - 梅林宏道 (ピースデポ)

場所: 日本教育会館701号室

地下鉄都営新宿線・営団半蔵門線 神保町 駅 A1出口 徒歩3分
地下鉄都営三田線 神保町 駅 A8出口 徒歩5分
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 道案内専用電話: 03-3230-2833)
地図は <http://www.jec.or.jp/koutuu/index.html> にあります。

3月5日(金)
18:30 ~ 21:00
18:20(開場)

参加費: 300円(事前の申し込みは不要です)

共催: ピースデポ / ピースポート / 北東アジアの非核地帯化をめざす全国ネットワーク / 核兵器廃絶市民連絡会 / 他

問合せ先: ピースデポ(担当: 中村 亓-mail: nakamura@peacedepot.org)

今号の略語

CNDP = 核軍縮と平和のための連合
CTBT = 包括的核実験禁止条約
DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国
NPR = 米・核態勢見直し
NPT = 核不拡散条約
NRDC = 天然資源保護評議会
NSA = 消極的安全保証
PKO = 平和維持活動

疑惑で、イランなどへの技術漏えいにかかわったとされるカーン博士、大統領との会談で事件の責任を全面的に認める。(本号参照)

2月4日 第13回南北閣僚級会談開催。北朝鮮側はあらためて「核凍結」への補償を要求。

沖縄

1月21日 首相、衆院代表質問で、沖縄などの基地負担を念頭に、在日米軍再編について米側と協議をすることに初めて言及。

1月26日 呉基地所属の海自艦2隻、民間港である中城湾港に初入港。

1月28日 川口外相、衆院予算委で、都市型戦闘訓練施設計画に関して金武町が求める「レンジ4」への立ち入りに、政府として助力しないという考えを示す。

1月28日 ブラックマン在沖米四軍調整官、在沖海兵隊約3千人をイラクに7ヶ月間派遣すると発表。

1月30日 政府、機密文書「地位協定の考え方」に関し、80年代に作成の「増補版」の保有を認める。照屋議員(社民)への政府答弁書。

1月30日 金武町伊芸区集落内の一般道で、米軍の中型トラックなどの通行が確認される。同区が那覇防衛施設局側に通報、抗議。

1月30日 2003年に発生した県内の米軍構成員による犯罪は133人で、7年連続の増加。県警の発表。

1月31日 イラク派遣に伴い、在沖米海兵隊を暫定的に削減する運用計画案をDODが検討中。日米関係筋の話として琉球新報が報道。

2月2日 訪米中の「米国海外基地見直し」に対する議員要請団「ジョン・ヒルDOD日本部長らと面談、普天間飛行場の閉鎖などを求める」。

2月4日 海兵隊太平洋軍司令部、報道された在沖海兵隊削減に関して「任務終了後、沖縄の海兵隊は通常の数に帰る」。

2月4日 伊江村の民間畑地にパラシュート降下訓練中の米兵1人が降下。

日誌

2004.1.20 ~ 2004.2.5

作成: 中原聖乃、中村桂子

BCW = 生物・化学兵器 / CIA = 米中央情報局 / DOD = 米国防総省 / MD = ミサイル防衛 / PSI = 拡散防止構想 / WMD = 大量破壊兵器

1月20日 米上院外交委員会、北朝鮮の核問題や6カ国協議に関する公聴会開催。

1月20日 ブッシュ米大統領、上下両院合同会議で一般教書演説。

1月22日 イラク特措法に基づき物資空輸などを行う空自本隊第一陣約100人が出発。23日、クウェートに到着。

1月22日付 米国が推進するPSIIに関連し、北朝鮮による物資の入手阻止で中国が米に協力した事例があると米高官が明らかに。毎日新聞。

1月23日 テネットCIA長官、イラクのWMD捜索を指揮してきたCIA特別顧問、デビッド・ケイ氏の辞任を発表。

1月26日 イラク特措法に基づき、イラクへの物資空輸を行う空自C130輸送機3機が隊員40人を乗せてクウェートに向け出発。30日、クウェート着。

1月26日 首相、自公党首会談でイラク特措法に基づくイラク・サマワへの陸自本隊の派遣を決定。これを受け、石破防衛庁長官が派遣命令。

1月27日 首相、衆院予算委員会で、「現実的に日本に危機が及んだ時、国連が国連軍を投じて日本とともに戦い、侵略を防いでくれることはない。(本号参照)

1月27日 マクレラン米大統領報道官、リビアから核兵器やMD開発関連の資材などが米へ空輸されたことを明らかに。

1月28日 英独立調査委員会の報告書、イラクWMDに関する英政府の情報操作疑惑で、ブレア首相らの関与報道は「根拠がない」と結論。

1月28日付 米政府調査団のケイ前団長、旧フセイン政権が90年代半ばにBCWをひそかに廃棄していた新たな証拠があると語る。米紙WP。

1月29日 北朝鮮への経済制裁を可能にする外為法改正案が衆院本会議で可決。

1月31日 衆院本会議、イラク特措法に基づく自衛隊派遣承認案を自民、公明両党などの賛成多数で可決。野党3党は欠席。

1月31日 パキスタン政府、イランへの核兵器開発技術漏えい疑惑が持たれているバの「核開発の父」カーン博士を首相顧問から解任

2月2日 DOD、ブッシュ大統領の議会への予算教書提出に伴い、総額4017億ドル(約42兆4300億円)の05会計年度国防予算案を発表。

2月2日付 ロシア紙コメルサント、ロシアが2月中旬、全面核戦争を想定したソ連崩壊後最大規模の軍事演習をロシア全土で行うことを決定、米に通告、と報じる。

2月3日 イラク派遣の陸自本隊第一陣約90人が出発。4日、クウェート着。

2月3日 DOD、2月下旬にグアムのアンダーセン空軍基地に長距離爆撃機B52を6機配備すると発表。

2月3日 中国外務省副報道官、第2回6カ国協議が25日から北京で開催されることを発表。北朝鮮の朝鮮中央通信も同様の発表。

2月3日 英政府、イラクのWMDに関する情報に問題がなかったかどうかを検証する調査委員会の設置を正式に発表。

2月4日 パキスタンの核兵器開発技術漏えい

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳 絢子、大澤一枝、大滝正明、世古紘子、田巻一彦、津留 佐和子、中村和子、藤田明史、梅林宏道